



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年7月12日金曜日 第2486号外1

## ◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例.....（市町振興課）..... 1

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....（税務課）..... 1

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例.....（ " ）.....10

愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例.....（ " ）.....13

愛媛県海岸漂着物地域対策推進基金条例.....（循環型社会推進課）.....14

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例.....（保健福祉課）.....14

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例.....（健康増進課）.....15

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....（薬務衛生課）.....15

愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例.....（子育て支援課）.....17

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....（警察本部警務課）.....18

## 条 例

### ○愛媛県条例第31号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年7月12日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号のピラ（愛媛県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ピラ」という。）並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（愛媛県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号のピラ（愛媛県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ピラ」という。）並びに法第143条第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター（愛媛県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### ○愛媛県条例第32号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年7月12日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

( 県民税の納税義務者等 )

( 県民税の納税義務者等 )

第12条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を課税標準とする所得割額の合算額によつて、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準とする法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第5号に掲げる者に対しては支払を受けるべき利子等の額を課税標準とする利子割額によつて、第6号に掲げる者に対しては支払を受けるべき特定配当等の額を課税標準とする配当割額によつて、第7号に掲げる者に対しては特定株式等譲渡所得金額を課税標準とする株式等譲渡所得割額によつて課する。

第12条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を課税標準とする所得割額の合算額によつて、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準とする法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第5号に掲げる者に対しては支払を受けるべき利子等の額を課税標準とする利子割額によつて、第6号に掲げる者に対しては支払を受けるべき特定配当等の額を課税標準とする配当割額によつて、第7号に掲げる者に対しては特定株式等譲渡所得金額を課税標準とする株式等譲渡所得割額によつて課する。

(1)~(4)の2 省略

(1)~(4)の2 省略

(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人

(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者

(6) 省略

(6) 省略

(7) 特定株式等譲渡対価等

(7) 法第24条第1項第7号に規定する選択口座(以下県民税について「選択口座」という。)に係る同号に規定する特定口座内保管上場株式等(以下県民税について「特定口座内保管上場株式等」という。)の同号に規定する譲渡(以下県民税の株式等譲渡所得割について「譲渡」という。)の対価又は当該選択口座において処理された同号に規定する上場株式等(以下県民税の株式等譲渡所得割について「上場株式等」という。)の同号に規定する信用取引等(以下県民税について「信用取引等」という。)に係る同号に規定する差金決済(以下県民税について「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において住所を有するもの

2・3 省略

2・3 省略

( 県民税の配当割の特別徴収義務者 )

( 県民税の配当割の特別徴収義務者 )

第17条の5 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等(次条において「国外特定配当等」という。)、法第71条の31第1項に規定する上場株式等の配当等(次条において「上場株式等の配当等」という。))又は同項に規定する償還金に係る差益金額(次条において「償還金に係る差益金額」という。))である場合に於ては、その支払を取り扱う者)は、県民税の配当割についての特別徴収義務者とする。

第17条の5 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等(次条において「国外特定配当等」という。))又は法第71条の31第1項に規定する上場株式等の配当等(次条において「上場株式等の配当等」という。))である場合に於ては、その支払を取り扱う者)は、県民税の配当割についての特別徴収義務者とする。

( 県民税の配当割の特別徴収及び申告納入 )

( 県民税の配当割の特別徴収及び申告納入 )

第17条の6 県民税の配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際(特別徴収義務者が国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の交付の際)、その特定配当等について配当割を徴収しなければならない。

第17条の6 県民税の配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際(特別徴収義務者が国外特定配当等又は上場株式等の配当等\_\_\_\_\_の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等又は上場株式等の配当等\_\_\_\_\_の交付の際)、その特定配当等について配当割を徴収しなければならない。

2 省略

2 省略

( 県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収義務者 )

( 県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収義務者 )

第17条の7 法第23条第1項第16号に規定する選択口座が開設され

第17条の7 \_\_\_\_\_選択口座が開設され

ている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等

\_\_\_\_\_の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該特定株式等譲渡対価等

\_\_\_\_\_の支払をするものは、県民税の株式等譲渡所得割についての特別徴収義務者とする。

( 県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収及び申告納入 )

**第17条の8** 県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、特定株式等譲渡対価等

\_\_\_\_\_の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

2 省略

( 不動産取得税の納税義務者等 )

**第19条** 省略

2～6 省略

7 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

8 省略

( ゴルフ場利用税の電磁的記録による保存等の承認 )

**第33条の3** 前条第1項又は第2項の承認については、法第750条(第5項を除く。)、第751条及び第753条(これらの規定を法第754条において準用する場合を含む。)の規定の例による。

**附 則**

( 公益法人等に係る県民税の課税の特例 )

**第4条の3** 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与

ている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものは、県民税の株式等譲渡所得割についての特別徴収義務者とする。

( 県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収及び申告納入 )

**第17条の8** 県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた法第71条の51第2項に規定する対象譲渡等により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、同項に規定する当該譲渡の対価等に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

2 省略

( 不動産取得税の納税義務者等 )

**第19条** 省略

2～6 省略

7 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。次項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

8 省略

( ゴルフ場利用税の電磁的記録による保存等の承認 )

**第33条の3** 前条第1項又は第2項の承認については、法第750条(第6項を除く。)、第751条及び第753条(これらの規定を法第754条において準用する場合を含む。)の規定の例による。

**附 則**

( 公益法人等に係る県民税の課税の特例 )

**第4条の3** 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与

又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3第1項に規定するところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

（個人の県民税の税額控除の特例）

**第5条** 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の8まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項及び附則第5条の5第2項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額

2 省略

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

**第7条の4** 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条及び附則第7条の4の3において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第1項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2・3 省略

**第7条の4の2** 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2・3 省略

**4** 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは、「法附則第5条の4の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

**第7条の4の3** 省略

又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3第1項で定めるところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

（個人の県民税の税額控除の特例）

**第5条** 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の8まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項及び附則第5条の5第2項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額

2 省略

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

**第7条の4** 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条\_\_\_\_\_において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第1項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2・3 省略

**第7条の4の2** 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2・3 省略

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

**第7条の4の3** 省略

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」とし、同条第4項の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第1項中「法附則第45条第2項」とあるのは、「法附則第45条第3項の規定により読み替えられた、同条第2項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

**第7条の5** 第14条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第13条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第14条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(4) 省略

(5) 前年中の所得について附則第9条の2第1項、附則第12条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

**第7条の5の2** 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第14条の2及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第14条の2第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

**第7条の6** 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」とする

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

**第7条の5** 第14条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第13条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項 \_\_\_\_\_ 又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第14条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(4) 省略

(5) 前年中の所得について附則第9条の2第1項、附則第12条第1項、附則第16条第1項 \_\_\_\_\_ 又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

**第7条の6** 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある

場合における第14条の2及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）附則第4条の5第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「第1号に掲げる寄附金」とあるのは「第1号に掲げる寄附金（同法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の5第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同項第2号中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」とあるのは「令」と、同項第3号中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び附則第7条の5中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の5第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

（上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

**第9条の2** 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額に対し、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、法附則第33条の2第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得\_\_\_\_\_については第12条及び第13条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定

場合における第14条の2及び前条\_\_\_\_\_の規定の適用については、第14条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）で定める\_\_\_\_\_ところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「第1号に掲げる寄附金」とあるのは「第1号に掲げる寄附金（同項\_\_\_\_\_の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令で定める\_\_\_\_\_ところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同項第2号中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」とあるのは「令」と、同項第3号中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とあるのは「租税特別措置法」と、同条第2項及び前条\_\_\_\_\_中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令で定める\_\_\_\_\_ところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

（上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

**第9条の2** 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の

翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出した

ときは、当該上場株式等の配当等に係る\_\_\_\_\_配当所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得\_\_\_\_\_の金額に対し、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得\_\_\_\_\_の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等\_\_\_\_\_の配当等に係る配当所得の金額について第12条及び第13条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等\_\_\_\_\_の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定

の適用については、第14条、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

- (2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の2第5項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

### 第13条 省略

#### 2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

**第16条** 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額に対し、同項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の

の適用については、第14条、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項

）の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

- (2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の2第5項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

### 第13条 省略

#### 2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（株式等      に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

**第16条** 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額に対し、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の

所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。
- (2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第5項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

**第16条の2** 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対し、同項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第16条第1項」とあるのは「附則第16条の2第1項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と、「法附則第35条の2第5項」とあるのは「法附則第35条の2の2第5項」と読み替えるものとする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

**第16条の6** その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項に

所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する株式等」に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する株式等」に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。
- (2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する株式等」に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第6項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

**第16条の2** 削除

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

**第16条の6** その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利



おいて同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで(法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条第3項中「第35条の2まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条(震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項(法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。)」として、附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

- 3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(狩猟税の税率の特例)

**第27条** 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

- (1) 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次

の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。 )をした場合には、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで(法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条第3項中「第37条の9の5まで」

とあるのは「第37条の9の5まで(震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。 )」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項(法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。)」として、附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(狩猟税の税率の特例)

**第27条** 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

- (1) 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次

号において同じ。)に係る狩猟者の登録 (2) 省略	号において同じ。)に係る狩猟者の登録 (2) 省略
------------------------------	------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第4条の3の改正規定、附則第7条の5の次に1条を加える改正規定並びに附則第7条の6、第13条第3項及び第16条の6の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定 平成26年1月1日
  - (2) 附則第5条第1項第3号、第7条の4第1項及び第7条の4の2第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、附則第7条の4の3第2項の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに附則第3項の規定 平成27年1月1日
  - (3) 第12条第1項、第17条の5、第17条の6第1項、第17条の7、第17条の8第1項及び第33条の3の改正規定並びに附則第5項から第7項までの規定 平成28年1月1日
  - (4) 附則第7条の5、第9条の2、第16条及び第16条の2の改正規定並びに附則第8項の規定 平成29年1月1日
- (県民税に関する経過措置)
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第4条の3、第7条の5の2及び第7条の6の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第5条第1項第3号の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の6第2項の規定は、県民税の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例(以下「28年新条例」という。)の規定中地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第2条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第23条第1項第14号に規定する利子等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同号に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき地方税法の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第23条第1項第14号に規定する利子等については、なお従前の例による。
- 6 28年新条例の規定中新法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧法第23条第1項第15号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 7 28年新条例の規定中新法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に行われる同項第16号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の愛媛県税賦課徴収条例第12条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。
- 8 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の愛媛県税賦課徴収条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第33号

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和45年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事業税の特別措置)	(事業税の特別措置)
<p><b>第2条</b> 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成27年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下</p>	<p><b>第2条</b> 過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成25年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1号イに規定する特別償却設備(以下</p>

「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

(愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第2条** 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成27年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 半島振興対策実施地域の区域内において、半島振興法第2条第4項の規定による公示の日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成25年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>

(愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

**第3条** 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(平成14年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成27年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成25年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうち同条第2項に規定</p>

する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2～4 省略

附 則

（不動産取得税の不均一課税の特例）

2 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 省略

2～4 省略

附 則

（不動産取得税の不均一課税の特例）

2 平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

（愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第4条 愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例（平成20年愛媛県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（不動産取得税の課税免除）</p> <p><b>第2条</b> 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意（当該同意が平成26年3月31日までに行われたものに限る。）の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に規定する対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）をした事業者（同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。）に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>	<p>（不動産取得税の課税免除）</p> <p><b>第2条</b> 同意集積区域内において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画の同条第5項の規定による同意（当該同意が平成25年3月31日までに行われたものに限る。）の日から起算して5年以内に、同法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に規定する対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）をした事業者（同法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって同省令第4条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。）に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用期日）

2 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

（申告期限の特例）

3 第1条の規定による改正後の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地

域における県税の特別措置に関する条例第4条の規定又は第4条の規定による改正後の愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例第3条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

### ○愛媛県条例第34号

愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例を次のように公布する。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例

(趣旨)

**第1条** 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域(以下「離島振興対策実施地域」という。)における県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。

(事業税の課税免除)

**第2条** 離島振興対策実施地域内において、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から平成27年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号)第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。

(1) その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業である法人

県内の事業税の課税標準とすべき  $\frac{\text{当該特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{県内の事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額)}}$   
当該事業年度の所得

(2) 個人及び前号の法人以外の法人

県内の事業税の課税標準とすべき  $\frac{\text{当該特別償却設備に係る従業者数}}{\text{県内の事務所又は事業所の従業者数}}$   
当該年又は当該事業年度の所得

2 前項の規定の適用期間は、当該特別償却設備に係る事業税について同項の規定が最初に適用された年度以降3箇年度とする。

3 鉄道事業又は軌道事業(以下「鉄軌道事業」という。)とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について第1項の規定を適用する。

4 第1項の固定資産の価額若しくは従業者の数又は前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項又は第72条の54第2項の規定の例により算定するものとする。

**第3条** 離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに対しては、公示日の属する年以後の各年の当該事業の所得を課税標準とする事業税を課税しない。

2 前項の規定の適用期間は、同項に規定する事業に係る事業税について同項の規定が最初に適用された年度以降5箇年度とする。

(不動産取得税の課税免除)

**第4条** 離島振興対策実施地域内において指定期間内に新設し、又は増設された特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)をした者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

(申告)

**第5条** この条例の規定の適用を受けようとする者は、事業税又は不動産取得税に関する申告期限までに、知事が定める事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(申告期限の特例)

2 第5条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

(愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部改正)

- 3 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（平成19年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（他の県税特別措置条例との関係）</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定及び愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号）、愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）、<u>愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）又は愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（平成25年愛媛県条例第34号）</u>（以下「<u>県税特別措置条例</u>」と総称する。）の規定の適用を受ける法人又は個人に課する事業税の額は、同条の規定にかかわらず、第1号の規定により算定した金額から第2号の規定により算定した金額を控除して得た金額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>（他の県税特別措置条例との関係）</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定及び愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号）、愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）<u>又は愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）</u></p> <hr/> <p>（以下「<u>県税特別措置条例</u>」と総称する。）の規定の適用を受ける法人又は個人に課する事業税の額は、同条の規定にかかわらず、第1号の規定により算定した金額から第2号の規定により算定した金額を控除して得た金額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

○愛媛県条例第35号

愛媛県海岸漂着物地域対策推進基金条例を次のように公布する。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県海岸漂着物地域対策推進基金条例**

（設置）

**第1条** 海岸漂着物等の回収及び処理並びに発生を抑制を図るために要する経費の財源に充てるため、海岸漂着物地域対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

**第5条** 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年5月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第36号

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

**災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例**

災害派遣手当の支給に関する条例（昭和38年愛媛県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 災害派遣手当の支給 )</p> <p><b>第 1 条</b> 災害対策基本法 ( 昭和36年法律第223号 ) 第32条第 1 項 ( 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 ( 平成16年法律第112号 ) 第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 ( 平成24年法律第31号 ) 第44条において準用する場合を含む。 ) に規定する職員 ( 以下「派遣職員」という。 ) に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当 ( 武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。 ) を支給する。</p> <p>( 災害派遣手当の額 )</p> <p><b>第 2 条</b> 災害派遣手当の額は、派遣職員が愛媛県の区域内に滞在することを要する期間について、災害対策基本法施行令 ( 昭和37年政令第288号 ) 第19条 ( 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 ( 平成16年政令第275号 ) 第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 ( 平成25年政令第122号 ) 第10条の規定によりその例によることとされる場合を含む。 ) の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とする。</p>	<p>( 災害派遣手当の支給 )</p> <p><b>第 1 条</b> 災害対策基本法 ( 昭和36年法律第223号 ) 第32条第 1 項 ( 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 ( 平成16年法律第112号 ) 第154条 _____ において準用する場合を含む。 ) に規定する職員 ( 以下「派遣職員」という。 ) に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当 ( 武力攻撃災害等派遣手当 _____ を含む。以下同じ。 ) を支給する。</p> <p>( 災害派遣手当の額 )</p> <p><b>第 2 条</b> 災害派遣手当の額は、派遣職員が愛媛県の区域内に滞在することを要する期間について、災害対策基本法施行令 ( 昭和37年政令第288号 ) 第19条 ( 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 ( 平成16年政令第275号 ) 第38条 _____ の規定によりその例によることとされる場合を含む。 ) の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 ( 平成18年愛媛県条例第20号 ) の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 過料 )</p> <p><b>第 9 条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、 _____ 精神通院医療に係る自立支援給付に関して法第 9 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、 _____ 精神通院医療に係る自立支援給付に関して法第10条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>( 過料 )</p> <p><b>第 9 条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>育成医療又は精神通院医療</u>に係る自立支援給付に関して法第 9 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>育成医療又は精神通院医療</u>に係る自立支援給付に関して法第10条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第38号

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 7月12日

**愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（負傷動物の収容後の措置等）</p> <p><b>第10条</b> 知事は、<u>法第35条第1項本文</u>（同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により犬若しくは猫<u> </u>を引き取った場合において当該犬若しくは猫<u> </u>が疾病にかかり、若しくは負傷しているとき、又は法第36条第2項の規定により犬、<u>猫等</u>の動物を収容したときは、必要に応じて治療の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 知事は、<u>法第35条第1項本文</u>の規定により引き取り、又は法第36条第2項の規定により収容した犬、<u>猫等</u>の動物が前項の措置を講じてもなお状態の回復等の見込みがないと認めるときは、同項及び次条の規定にかかわらず、当該犬、<u>猫等</u>の動物を処分することができる。</p> <p>（公示及び処分）</p> <p><b>第11条</b> 知事は、<u>法第35条第3項</u>において準用する<u>同条第1項本文</u>の規定により犬若しくは猫<u> </u>を引き取ったとき、又は法第36条第2項の規定により犬、<u>猫等</u>の動物を収容したときは、その旨を規則で定めるところにより、2日間公示するものとする。</p> <p>2 <u>法第35条第3項</u>において準用する<u>同条第1項本文</u>の規定により引き取られた犬若しくは猫<u> </u>又は法第36条第2項の規定により収容された犬、<u>猫等</u>の動物の所有者又は占有者は、前項の公示期間満了後1日以内に、当該犬、<u>猫等</u>の動物を引き取らなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の期間内に所有者又は占有者が当該犬、<u>猫等</u>の動物を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、やむを得ない理由により、同項の期間内に引き取ることができない所有者又は占有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。</p> <p>（譲渡）</p> <p><b>第12条</b> 知事は、<u>法第35条第1項本文</u>の規定により引き取った犬若しくは猫<u> </u>又は前条の規定により処分することができることとなった犬、<u>猫等</u>の動物を、その飼養を希望する者で適正に飼養することができるものと認めるもの（実験等の用に供することを目的とする者を除く。）に譲渡することができる。</p> <p>（準用）</p> <p><b>第14条</b> 第11条の規定は、前条第2項又は第3項の規定により特定動物等又は野犬等を収容した場合について準用する。この場合において、第11条の見出し中「公示」とあるのは「公示等」と、同条第1項中「その旨を」とあるのは「所有者又は占有者の知れているものについてはその所有者又は占有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者又は占有者の知れていないものについてはその旨を、」と、同条第2項中「<u>法第35条第3項</u>において準用する<u>同条第1項本文</u>の規定により引き取られた犬若しくは猫<u> </u>又は法第36条第2項の規定により収容された犬、<u>猫等</u>の動物」とあるのは「前条第2項又は第3項の規定により収容された特定動物等又は野犬等」と、「前項の」とあるのは「前項の通知が到着した後又は同項の」と、「当該犬、<u>猫等</u>の動物」とあるのは「当該</p>	<p>（負傷動物の収容後の措置等）</p> <p><b>第10条</b> 知事は、<u>法第35条第1項</u>（同条第2項<u> </u>において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により犬若しくは<u>ねこ</u>を引き取った場合において当該犬若しくは<u>ねこ</u>が疾病にかかり、若しくは負傷しているとき、又は法第36条第2項の規定により犬、<u>ねこ等</u>の動物を収容したときは、必要に応じて治療の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 知事は、<u>法第35条第1項</u>の規定により引き取り、又は法第36条第2項の規定により収容した犬、<u>ねこ等</u>の動物が前項の措置を講じてもなお状態の回復等の見込みがないと認めるときは、同項及び次条の規定にかかわらず、当該犬、<u>ねこ等</u>の動物を処分することができる。</p> <p>（公示及び処分）</p> <p><b>第11条</b> 知事は、<u>法第35条第2項</u>において準用する<u>同条第1項</u>の規定により犬若しくは<u>ねこ</u>を引き取ったとき、又は法第36条第2項の規定により犬、<u>ねこ等</u>の動物を収容したときは、その旨を規則で定めるところにより、2日間公示するものとする。</p> <p>2 <u>法第35条第2項</u>において準用する<u>同条第1項</u>の規定により引き取られた犬若しくは<u>ねこ</u>又は法第36条第2項の規定により収容された犬、<u>ねこ等</u>の動物の所有者又は占有者は、前項の公示期間満了後1日以内に、当該犬、<u>ねこ等</u>の動物を引き取らなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の期間内に所有者又は占有者が当該犬、<u>ねこ等</u>の動物を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、やむを得ない理由により、同項の期間内に引き取ることができない所有者又は占有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。</p> <p>（譲渡）</p> <p><b>第12条</b> 知事は、<u>法第35条第1項</u>の規定により引き取った犬若しくは<u>ねこ</u>又は前条の規定により処分することができることとなった犬、<u>ねこ等</u>の動物を、その飼養を希望する者で適正に飼養することができるものと認めるもの（実験等の用に供することを目的とする者を除く。）に譲渡することができる。</p> <p>（準用）</p> <p><b>第14条</b> 第11条の規定は、前条第2項又は第3項の規定により特定動物等又は野犬等を収容した場合について準用する。この場合において、第11条の見出し中「公示」とあるのは「公示等」と、同条第1項中「その旨を」とあるのは「所有者又は占有者の知れているものについてはその所有者又は占有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者又は占有者の知れていないものについてはその旨を、」と、同条第2項中「<u>法第35条第2項</u>において準用する<u>同条第1項</u>の規定により引き取られた犬若しくは<u>ねこ</u>又は法第36条第2項の規定により収容された犬、<u>ねこ等</u>の動物」とあるのは「前条第2項又は第3項の規定により収容された特定動物等又は野犬等」と、「前項の」とあるのは「前項の通知が到着した後又は同項の」と、「当該犬、<u>ねこ等</u>の動物」とあるのは「当該</p>



特定動物等又は野犬等」と、同条第3項中「犬、猫等」の動物」とあるのは「特定動物等又は野犬等」と読み替えるものとする。

(動物愛護管理員)

第20条 法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)又は法第33条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査等その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

(市町が処理する事務)

第22条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、保健所を設置する市が処理することとする。

(1)・(2) 省略

(3) 法第25条第3項の規定に基づく命令及び勧告に関する事務

2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法第35条第1項及び第2項(同条第1項本文及び第2項の規定を同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく犬又は猫の引取り及び当該犬又は猫の知事への引渡しに関する事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、市町(松山市を除く。)が処理することとする。

別表(第21条関係)

Table with 2 columns: Item description and Status. Items include registration review for various animals and cat pickup.

特定動物等又は野犬等」と、同条第3項中「犬、ねこ等の動物」とあるのは「特定動物等又は野犬等」と読み替えるものとする。

(動物愛護管理員)

第20条 法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項...又は法第33条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査等その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

(市町が処理する事務)

第22条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、保健所を設置する市が処理することとする。

(1)・(2) 省略

2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法第35条第1項(同条第2項...において準用する場合を含む。)の規定に基づく犬又はねこの引取り及び当該犬又はねこの知事への引渡しに関する事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、市町(松山市を除く。)が処理することとする。

別表(第21条関係)

Table with 2 columns: Item description and Status. Items include registration review for various animals and cat pickup.

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

○愛媛県条例第39号

愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年 7月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

愛媛県安心子ども基金条例(平成21年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table comparing '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment) for Article 2 of the条例. The amendment changes the effective date from Heisei 27 to Heisei 30.

